管理コード	要望事項（事項名）	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の再見直し	「措置の内容」の再見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁
080010	地方独立行政法人法における、公立大学法人の業務範囲の拡大	地方独立行政法人法　第21条、第70条	公立大学法人は、法により、その業務の範囲が、大学又は大学及び高等専門学校を設置及び管理すること、及びこれに附帯する業務に限定されている。	公立大学法人においては、地方独立行政法人法第43条および第70条により、その業務が大学及び高等専門学校の設置及び管理のみに制限されており、また業務上の余裕金の運用が禁止されている。より積極的に研究成果の活用を通じた社会貢献を行うとともに、技術に関する研究成果を活用した外部資金の獲得による自律的運営に道筋を立てるために、地方自治体においての必要性が認められ、総務大臣ならびに文部科学大臣の認可を得た場合にあっては、当該法人の研究成果を用いて行われる事業を行うものへの出資を可能とすることを求める。	実施内容：大阪市で検討されている、大阪駅北側のナレッジキャピタルにおいて、本学は抗疲労・癒し、健康科学研究を中心とした施設運営を計画している。ここでの活動内容は、本学が持つ知識、技術、研究成果を用いた産業界等との連携による新ビジネス構築とその発展であり、産学官連携研究拠点としての共同研究、受託研究、受託事業等の受注活動の場であるのみでなく、本学の研究から発生した抗疲労・癒し、健康科学研究に関する技術（たとえば疲労検診技術、健康関連商品等）を活用することを目的に設立された事業体への出資を想定している。 提案理由：上記のナレッジキャピタルでの活動は産業界等との連携の場となる。そのため本学が持つ知識、研究成果を、市民を含め産業界へ積極的に還元し、産学官連携構想のもと、その成果の活用を進める必要がある。しかしながら公立大学は地方独立行政法人法第43条および70条により、その業務が制限されており、たとえば本学の技術に関する成果を活用する事業を運営することはもちろん、その事業への出資が認められていない。大学等における産官学連携活動並びに自立促進が叫ばれているなか、大学の研究成果を用いた外部資金獲得は重要な課題であり、当該大学の研究成果を活用することを目的として設立された事業体へ出資することは、より効率的かつ効果的な活動支援が期待できる。すでに教員個人においてベンチャー企業の創出が盛んに行われ、また、国立大学、私立大学が大学運営以外に一定の制限のもとで事業出資が行われているなか、公立大学法人においても地方自治体の求める事業に関して出資できることが、大学自立ならびに地方貢献の面からも重要である。	C	—	技術に関する成果の活用に公立大学法人が積極的に取り組んでいくという点については、技術病与・共同研究・助言等の手段により現在でも可能であり、現実に多くの公立大学において実践されています。 地方公共団体が必要と認めた際には、公立大学法人の設立主体である地方公共団体自身が直接出資することは現在も可能となっており、これにより提案内容を実現することが可能であると考えられ、特区として制度化する必要性に乏しいと考えます。 このことも含め、今後、相談には積極的に応じてまいります。	C	—	貴省からの回答では、「現在、この活用事例が1件もないので、活用事例の評価ができない」としたがって、対象範囲の拡大もできない」と書かれていますが、私たちの提案の中に活用事例が1件もないことの理由を述べています。それらが改善されれば、この制度は大いに活用されるものと思いますので、再度検討をお願いいたします。貴省は、第6次特区提案のときにNPO法人に対して特別な教育ニーズの調査を行われましたが、今は当時とは状況も大きく変わっていると思いますので、再度、ニーズの調査を行っていただくよう要望いたします。	C	—	本来、私立の学校は学校法人のみがこれを設置できることとされているところ、学校設置非営利法人による学校設置事業については、現在の学校教育の補完的機能を果たすことが期待される分野に限って特定非営利活動法人にも学校設置が認められているところです。ご提案のいわゆるオルタナティブ教育やインターナショナル教育を行う施設については、個々の施設により教育内容・条件等が多様であると認識していますが、総じて学校教育法体系が求める教育内容の枠にとらわれない独自の教育を実践するものであると認識しておりこのような施設が補完的機能を果たすものと認めることは困難です。 また、学校設置非営利法人による学校設置事業の活用事例が1件もなく、実施状況の評価を経ていない状況であるため、対象範囲を拡大することは困難です。	C	—	ご回答では、「現在の学校教育の補完的機能を・・・」と書かれていますが、「学校教育の補完的機能」とは何でしょうか？また、「オルタナティブ教育等の施設が学校教育法体系が求める教育内容の枠にとらわれない独自の教育を」とは、補完的機能を果たしているとは認められない」旨の説明がありますが、学校教育法体系が求める教育内容を取り込みながらも独自の教育を実践することは可能です。現に独自の教育を実践している私立学校が存在します。学校に不適応の子どもが増えているの実感していますので、不登校を予防するためにも対象範囲を拡大することは有効だと思います。再度ニーズを調査していただくよう要望いたします。	学校設置非営利法人による学校設置の容易化	1062010	NPO法人箕面こどもの森学園	大阪府	文部科学省
080020	学校設置非営利法人による学校設置事業における対象拡大	構造改革特別区域法第13条第1項	不登校児童生徒、学習障害（LD）・注意欠陥／多動性障害（ADHD）のある児童生徒を対象とした「特別なニーズ」がある場合と認められる場合には、そうした教育を行うNPO法人であって一定の実績等を有するものの学校設置を認めている。（特区817）	構造改革特別区域法第13条第1項により、学校設置非営利法人の設置する学校は、不登校児童・生徒・幼児又は発達の障害のため学校への適応が困難な児童・生徒・幼児を対象とする教育に限定されている。この対象をオルタナティブ教育やインターナショナル教育を受けている子ども、他の障害をもつ子ども、外国籍の子どもにもたず、地域の学校においては満たされないこれらの特別の需要に応じた教育を行う学校を設置できるようにする。	地域の小学校、中学校、高等学校が応えることができない特別な教育の需要に対して、個人やNPO法人が無認可の学校をつくり、それに対応しているという現実がある。それらは、フリースクール、オルタナティブスクール（シュタイナー学校、フレネ学校、デモクラティックスクールなど特定の教育理念に基づく学校）、外国人学校、インターナショナルスクールなどの学校である。これらは、多様な教育ニーズをもつ子ども達に必要な教育を提供しているにもかかわらず、法的根拠がなく不安定な状態におかれている。本提案は、NPO法人の運営する学校が「新しい公共」政策の一環として、積極的に教育プロデュサイの役割を担えるようにすることにより、多様化・グローバル化する社会に必要とされる、主体的でクリエイティブな人材を育成することを目的とする。 特区817「学校設置非営利法人による学校の設置事業」が、不登校児童生徒等に対象を限定しているので、これまで学校設置非営利法人が、不登校児・発達障害児以外の子どもを対象とした学校を設置することができなかった。この措置により、その他の特別な需要をもつ子どもたちにも相応しい学校教育の場が確保される。	C	—	NPO法人の提案に対する回答は、法人としての継続性・安定性に不安があることから、特区において情報公開や第三者評価、セーフティネットの構築などの条件を整えた上で、不登校児童生徒や学習障害、注意欠陥／多動性障害のある児童生徒に対して、当該地域に所在する学校では十分に対応できないという特別の需要がある場合に、これらについて一定の実績を有するNPO法人に限り学校の設置を可能としたところです。 しかし、現時点において、この特例の活用事例は1件もない状況です。NPO法人による学校の設置の適否については、まずは活用事例を踏まえた評価を行うことが必要と考えており、実施状況の評価も経ないまま対象範囲を拡大することは困難です。	右提案主体からの意見を踏まえ再度検討し回答されたい。	貴省からの回答では、「現在、この活用事例が1件もないので、活用事例の評価ができない」としたがって、対象範囲の拡大もできない」と書かれていますが、私たちの提案の中に活用事例が1件もないことの理由を述べています。それらが改善されれば、この制度は大いに活用されるものと思いますので、再度検討をお願いいたします。貴省は、第6次特区提案のときにNPO法人に対して特別な教育ニーズの調査を行われましたが、今は当時とは状況も大きく変わっていると思いますので、再度、ニーズの調査を行っていただくよう要望いたします。	C	—	ご回答では、「現在の学校教育の補完的機能を・・・」と書かれていますが、「学校教育の補完的機能」とは何でしょうか？また、「オルタナティブ教育等の施設が学校教育法体系が求める教育内容の枠にとらわれない独自の教育を」とは、補完的機能を果たしているとは認められない」旨の説明がありますが、学校教育法体系が求める教育内容を取り込みながらも独自の教育を実践することは可能です。現に独自の教育を実践している私立学校が存在します。学校に不適応の子どもが増えているの実感していますので、不登校を予防するためにも対象範囲を拡大することは有効だと思います。再度ニーズを調査していただくよう要望いたします。	学校設置非営利法人による学校設置の容易化	1062010	NPO法人箕面こどもの森学園	大阪府	文部科学省
080030	学校設置非営利法人による学校の施設基準の弾力的運用	小学校設置基準第8条、第10条 中学校設置基準第8条、第10条 高等学校設置基準第8条、第10条	小学校・中学校・高等学校の設備、編制その他設置に関する事項は各学校設置基準の定めるところによることとされている。	学校設置非営利法人の設置する、生徒数200人以下の小規模な学校の施設要件は、小学校設置基準第8条及び第10条、中学校設置基準第8条及び第10条、高等学校設置基準第13条、第14条及び第16条の各条のただし書きの「地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合」に該当するものとして弾力的に運用する。	特区によって学校設置非営利法人による学校設置の特例が認められているにもかかわらず、未だ学校設置非営利法人による学校はつくられていない。その理由のひとつは、現在あるNPO法人の学校のほとんどが生徒数40人以下の小規模のもので、設置基準に定める校舎や運動場の面積を確保することが極めて困難だからである。しかし、小規模であっても、地域の学校が対応できない特別な需要に応じる教育を行い、社会的に貢献している民間の学校を正規な学校として認めることは、「新しい公共」の精神に適うものである。小規模な学校には、親密な人間関係、コミュニケーションのとりやすさ、個人の特性にあったきめ細かな教育ができるなど教育上大きなメリットがあり、個性的でクリエイティブな人材を育成するのに適している。学校設置非営利法人の学校設置を容易にするためには、施設基準を弾力的に運用する必要がある。 [代替措置] 1. 校舎面積については、生徒数20人以下の場合は120㎡以上、21人以上の場合は120＋3×（生徒人数－20）㎡以上とする。 2. 運動場面積については、20㎡以上の空地を有すること。ただし、近隣の公園や運動施設を活用するなど、教育上支障の生じない措置を講じれば、この限りではない。 3. 近隣の運動施設を活用するなど、教育上支障の生じない措置を講じれば、体育館は持たなくてもよい。	D	—	小学校設置基準、中学校設置基準及び高等学校設置基準は、私立学校を含め多様な小学校、中学校及び高等学校の設置を促進する観点から、設置基準を小学校等を設置するのに必要な最低の基準として明確化するとともに、地域の実態に応じた適切な対応が可能となるよう、弾力的、大綱的に規定することを基本方針として制定されています。 校舎及び運動場の面積については、原則として各設置基準に定める校舎及び運動場の面積を確保するものと、立地条件及び周囲の環境によりこれらが困難であるなどやむを得ない特別の事情がある場合で、教育上支障がない場合には、各設置基準に定める校舎及び運動場の面積を下回ることができるとされています。 また、体育館については、原則として小学校等に備えるものとし、立地条件及び周囲の環境によりこれらが困難であるなどやむを得ない特別の事情がある場合で、教育上支障がない場合には、例外が認められることとされています。 こうした小学校設置基準、中学校設置基準及び高等学校設置基準の規定の運用は、当該小学校、中学校、高等学校の所轄庁の判断で、教育上、安全上支障のないよう留意しつつ弾力的に行うこととされています。	右提案主体からの意見を踏まえ再度検討し回答されたい。	貴省からの回答に「「小学校設置基準、中学校設置基準及び高等学校設置基準は、私立学校を含め多様な小学校、中学校及び高等学校の設置を促進する観点から、設置基準を小学校等を設置するのに必要な最低の基準として明確化するとともに、・・・」と書かれていますが、「多様な・・・」を「多様な形態の学校」と解釈すると、もっと小規模な学校のことを考慮に入れる必要があると思います。NPO法人の経営する学校のほとんどが40人以下で、20人以下のものが最も多いです。したがって、本提案の代替措置のように、小規模な学校に相応しい基準を設けていただくよう要望いたします。	D	—	小規模な学校を対象とした全国一律の基準を新たに設けるまでもなく、学校の所轄庁（特区による設置主体の特例を活用した学校設置の場合は認定地方公共団体）の判断により、校舎及び運動場の面積、体育館の設置について設置基準を弾力的に運用し、学校の設置を認可することは現行法令上可能です。ただしこの場合は、地域の実態その他により特別の事情があり、教育上支障がないと所轄庁が判断した場合に限りますので御留意下さい。	右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	ご回答では、「小規模な学校を対象にした全国一律の基準を設けるまでもなく、学校の所轄庁の判断により校舎・運動場等についての設置基準を弾力的に運用することは現行法令でも可能である」とのことですが、所轄庁の判断は、どうしても消極的なものにならがちです。そのことは、平成16年12月に総務省行政評価局が出された調査結果報告書に書かれています。地域の実態による所轄庁の判断は大事ですが、一方で、所轄庁によって判断に緩厳があるのは、教育条件の公平性に問題が生じます。「新しい公共」政策の一環として、教育NPOの活動を積極的に支援するためにも、ぜひとも小規模な学校を対象とした全国一律の施設基準を設けてくださるよう要望いたします。	D	—	学校設置非営利法人による学校設置の容易化	1062020	NPO法人箕面こどもの森学園	大阪府	文部科学省
080040	学校設置非営利法人による学校の学級編制基準の弾力的運用	小学校設置基準第5条 中学校設置基準第5条	小学校・中学校の設備、編制その他設置に関する事項は各学校設置基準の定めるところによることとされている。	学校設置非営利法人の設置する学校の学級編制については、小学校設置基準第5条、中学校設置基準第5条の各条のただし書きの「特別の事情があるときに該当するものとして弾力的に運用する。	現在、NPO法人が運営している学校には、同学年の児童・生徒だけで学級編制されていないものが多い。意図的に異学年の生徒で学級を編制することによって教育効果を得ている学校も ある。これらの学校の教育の特色を生かすためにも、学級編制を弾力的にできるようにする。	D	—	小学校設置基準及び中学校設置基準は、私立学校を含め多様な小学校及び中学校の設置を促進する観点から、設置基準を小学校等を設置するのに必要な最低の基準として明確化するとともに、地域の実態に応じた適切な対応が可能となるよう、弾力的、大綱的に規定することを基本方針として制定されています。 小学校等の学級の編制については、原則として同学年の児童及び生徒で編制するものとされていますが、過疎地であり教員配置が困難である等特別の事情があり、複数学年の児童及び生徒を同学級に編制した方が、より高い教育効果が得られる場合には、数学年の児童及び生徒を一学級に編制することができるとされています。 こうした小学校設置基準、中学校設置基準の規定の運用は、当該小学校及び中学校の所轄庁の判断で、教育上、安全上支障のないよう留意しつつ弾力的に行うこととされています。	右提案主体からの意見を踏まえ再度検討し回答されたい。	貴省からの回答では、「小学校等の学級の編制については、・・・・過疎地であり教員配置が困難である等特別の事情があり、複数学年の児童及び生徒を同学級に編制した方が、より高い教育効果が得られる場合には、数学年の児童及び生徒を一学級に編制することができるとされています」と書かれていますが、過疎地でなくとも教員配置に困難な特別の事情がある場合は、複数学年の編制が可能だと解釈してよろしいでしょうか。	D	—	過疎地であり教員配置が困難であることは、数学年の児童及び生徒を一学級に編制することができるとされる特別の事情と考えられる一例であり、特別の事情を過疎地に限定するものではありません。 そのため、当該小学校等の所轄庁の判断により、教育上支障のないよう留意しつつ、複数学年の一学級への編制を行う学校の設置を認可することは現行法令上可能であると考えられます。			D	—		学校設置非営利法人による学校設置の容易化	1062030	NPO法人箕面こどもの森学園	大阪府	文部科学省
080050	学校設置非営利法人による学校の施設基準の弾力的運用	小学校設置基準第8条 中学校設置基準第8条 高等学校設置基準第13条	小学校・中学校・高等学校の設備、編制その他設置に関する事項は各学校設置基準の定めるところによることとされている。	学校設置非営利法人による学校を設置する場合は、校舎面積基準を引き下げることができるようにする。	学校設置非営利法人による学校設置事業を促進することにより、不登校児童生徒やLD、ADHDといった教育上特別に配慮を要する児童等に対する教育環境の改善を目指す。 具体的には、学校設置非営利法人が設置する学校に関しては、校舎面積の最低基準を以下のとおりにすることができるものとする。 生徒数の区分　　面積（平方メートル） 20人以下　　120 21人以上　　120＋3×（生徒人数－20） ※こうしたNPO法人の運営採算ラインを20人と見積もり、以下の「高等学校の課程に類する課程を置く外国人学校の指定に関する基準等について（報告）」を参照として面積基準を算出した。 生徒数の区分　　面積（平方メートル） 40人以下　　200 41人以上　　200＋2．5×（生徒数－40） 提案理由 教育上特別に配慮を要する児童等に対する教育に実績があるNPO法人は多く存在するが、学校設置非営利法人によって設立された学校はまだ1校もない。こうしたNPO法人は運営規模が小さいところが多く、学校設置基準が大きな障壁となっているが、その背景として、都市部で運営しているところが多いために土地の取得が事実上困難であることや、廃校舎の活用がままならないといった事情が挙げられる。 小規模であるが故に通える、きめ細やかな対応が可能であるが故に適応できるという児童・生徒は少なくないが、こうした学びの場に出会ったとしても統計上は不登校の対象であり、「問題行動等」として取り扱われているのが現状である。また、そうした場での活動が在籍校での成績評価に繋がることもない。 学校設置非営利法人による学校設置事業を推進することによって、こうした状況を大きく改善することができると考える。	D	—	小学校設置基準、中学校設置基準及び高等学校設置基準は、私立学校を含め多様な小学校、中学校及び高等学校の設置を促進する観点から、設置基準を小学校等を設置するのに必要な最低の基準として明確化するとともに、地域の実態に応じた適切な対応が可能となるよう、弾力的、大綱的に規定することを基本方針として制定されています。 校舎の面積については、原則として各設置基準に定める校舎の面積を確保するものと、立地条件及び周囲の環境によりこれらが困難であるなどやむを得ない特別の事情がある場合で、教育上支障がない場合には、各設置基準別表に定める校舎の面積を下回ることができることとされています。 こうした小学校設置基準、中学校設置基準及び高等学校設置基準の運用は、当該小学校、中学校及び高等学校の所轄庁の判断で、教育上、安全上支障のないよう留意しつつ弾力的に行うこととされています。			D	—				D	—		学校設置非営利法人による学校設置事業推進プロジェクト	1065010	NPO法人フリースクール札幌自由が丘学園	北海道	文部科学省
080060	学校設置非営利法人による学校の運動場に係る基準の弾力的運用	小学校設置基準第8条 中学校設置基準第8条 高等学校設置基準第14条	小学校・中学校・高等学校の設備、編制その他設置に関する事項は各学校設置基準の定めるところによることとされている。	学校設置非営利法人による学校を設置する場合は、運動場を設けること同等と認められる措置を講じることによって、運動場を設けなくてもよいものとする。	学校設置非営利法人による学校設置事業を促進することにより、不登校児童生徒やLD、ADHDといった教育上特別に配慮を要する児童等に対する教育環境の改善を目指す。 具体的には、体育館の借用契約の締結やスポーツクラブとの優先利用契約の締結等、運動場を設けることと同等と認められる措置を講じることにより、運動場を設けることなく、学校設置非営利法人が学校を設置することができるものとする。 提案理由 教育上特別に配慮を要する児童等に対する教育に実績があるNPO法人は多く存在するが、学校設置非営利法人によって設立された学校はまだ1校もない。こうしたNPO法人は運営規模が小さいところが多く、学校設置基準が大きな障壁となっているが、その背景として、都市部で運営しているところが多いために土地の取得が事実上困難であることや、廃校舎の活用がままならないといった事情が挙げられる。 小規模であるが故に通える、きめ細やかな対応が可能であるが故に適応できるという児童・生徒は少なくないが、こうした学びの場に出会ったとしても統計上は不登校の対象であり、「問題行動等」として取り扱われているのが現状である。また、そうした場での活動が在籍校での成績評価に繋がることもない。 学校設置非営利法人による学校設置事業を推進することによって、こうした状況を大きく改善することができると考える。	D	—	小学校設置基準、中学校設置基準及び高等学校設置基準は、私立学校を含め多様な小学校、中学校、及び高等学校の設置を促進する観点から、設置基準を小学校等を設置するのに必要な最低の基準として明確化するとともに、地域の実態に応じた適切な対応が可能となるよう、弾力的、大綱的に規定することを基本方針として制定されています。 施設及び設備については、特別の事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合は、他の学校等の施設及び設備を使用することができるとされています。 こうした小学校設置基準、中学校設置基準及び高等学校設置基準の規定の運用は、当該小学校、中学校、高等学校の所轄庁の判断で、教育上、安全上支障のないよう留意しつつ弾力的に行うこととされています。			D	—				D	—		学校設置非営利法人による学校設置事業推進プロジェクト	1065020	NPO法人フリースクール札幌自由が丘学園	北海道	文部科学省

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の再見直し	「措置の内容」の再見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁
080070	大学獣医学部の設置の認可	平成15年3月31日文科省告示第45号「大学、短期大学、高等専門学校等の設置の際の入学定員の取り扱いに関する基準」	現在、獣医関係学部・学科の入学定員については、現行の養成規模により獣医師を供給すれば、必要となる獣医師総数を満たすと取り扱いに関する基準」	平成15年3月31日文科省告示第45号「大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準」による獣医師の定員増の規制の地域解除	四国では、動物感染症や人獣共通感染症対策のみならず、食の安全・安心の確保を図るうえで重要な役割を担う獣医師が不足しており、その確保対策が急務となっている。そこで、今治新都市に国際水準の大学獣医学部を新設して獣医師を養成し、感染症対策及び食の安全の確保を図る一方で、動物・獣医療関連の企業誘致を促進して他産業とのコラボにより新産業を創造し、地域活性化を図ず。 「提案理由」 全国的に産業動物・公務員獣医師の不足感が顕著となる中、他の地域以上に獣医師が不足し、研究・診断の拠点施設がない四国で、万一、口蹄疫などの感染が発生した場合には十分な対応ができない恐れがある。また、獣医師は感染症の予防・診断のみならず、医薬品開発、食の安全性確保等を通じ、政府が「新成長戦略」において掲げる健康大国の実現に向けて重要な役割を担っており、今後一層、重要性が増すと考えられる。このため、四国の獣医師不足を解消し、地域の研究機能を充実・強化するとともに、今治市を成長が期待できるライフ・イノベーションの拠点都市として再生するため、特区による大学獣医学部の設置を提案する。なお、獣医師養成は6年間を必要とする高度専門職業人養成であり、他の高度専門職と同様に全国的見地から、獣医師養成機能をもつ大学全体の課題としてみたときにおいても、獣医師養成機関の空白地帯であり、今後更なる獣医師不足が予想される四国における獣医師養成の充実は喫緊の課題である。よって、四国地域に産業動物系コースや研究者養成コース、地域入学定員枠を設けた高い水準の大学を設置し、地域で人材を養成しようとする本提案は、国の方針にも沿うものと考える。	F	Ⅲ	平成22年6月18日に閣議決定された「新成長戦略」において、ライフ・イノベーションによる健康大国戦略等として、感染症対策、革新的な医薬品の研究開発、食の安全・安心確保等が提言されており、これらの趨旨を踏まえ、獣医師養成の充実に取り組んでいます。 具体的には、国を挙げて口蹄疫対策に取り組むや、獣医師及び獣医学教育の重要性も高まっており、今後、文部科学省としては、獣医学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議において、社会的ニーズの変化等に対応した獣医師養成の充実について引き続き検討していきます。 なお、獣医関係学部・学科の入学定員については、獣医師養成が6年間を必要とする高度専門職業人養成であり、他の高度専門職と同様に全国的見地から、獣医師養成機能をもつ大学全体の課題として対応することが適切です。 以上のことから、これまで重ねてご回答申し上げてきたとおり、ご提案を特区制度を活用して実現することは困難であると考えます。	右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	提案に対する貴省及び獣医学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議の検討状況について、平成22年5月11日開催の第9回協力者会議以降の開催状況や検討内容について教えていただきたい。 また、入学定員について、全国的見地から獣医師養成機能を持つ大学全体の課題として、どのように対応されるべきであるのか教えていただきたい。	F	Ⅲ	平成22年11月17日に獣医学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議（第10回）を開催し、口蹄疫の発生を踏まえた今後の我が国の獣医学教育のあり方や「新成長戦略におけるライフ・イノベーションへの対応」など、今後の我が国の獣医学教育の改善・充実の方向性と具体的方策について検討を行ったところです。 文部科学省としては、引き続き、上記会議において、「新成長戦略」の趨旨を踏まえ、社会的ニーズの変化等に対応した獣医師養成の充実について検討していきます。	右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	宮崎県における口蹄疫の収束もつかの間、九州各地で鳥インフルエンザが猛威をふるっており、対策の強化が求められている。 しかしながら、四国にはこうした家畜伝染病を研究する拠点施設がないことからも、大学獣医学部が必要と思うが、獣医学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議の検討の中で、本提案の四国への獣医学部の設置を含め、入学定員の規制の地域解除について、どのように扱われ、検討されているのか、具体的に教えていただきたい。	F	Ⅲ	平成22年11月17日に獣医学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議（第10回）を開催し、口蹄疫の発生を踏まえた今後の我が国の獣医学教育のあり方や「新成長戦略におけるライフ・イノベーションへの対応」など、今後の我が国の獣医学教育の改善・充実の方向性と具体的方策について検討を行ったところです。 文部科学省としては、引き続き、上記会議において、「新成長戦略」の趨旨を踏まえ、社会的ニーズの変化等に対応した獣医師養成の充実について検討していきます。 なお、家畜伝染病への対応については、全国の研究機関等との連携を深めていただくことも必要と考えています。		1068010	今治市、愛媛県	愛媛県	文部科学省農林水産省
080080	通信制中学の入学資格制限の撤廃	学校教育法附則第8条 中学校通信教育規程第2条	中学校の通信教育を受けることのできる者は尋常小学校卒業者及び国民学校初等科修了者に限られている。	・学校教育法附則第八条「中学校は、当分の間、尋常小学校卒業者及び国民学校初等科修了者に対して、通信による教育を行うことができる。」及び中学校通信教育規程第二条「中学校の通信教育を受けることのできる者は、昭和二十一年三月三十一日以前の尋常小学校卒業者及び国民学校初等科修了者に限る。」の撤廃	現在中学校には10万人を超える不登校生が在籍しているが、現行の通信制中学校に関する法令では、戦前の尋常小学校等の義務教育修了者の中で戦後の新学制における中学校を修了したいという希望を持つ者のみに限られ、戦後の教育を受けた者は通信制中学に入学できないことになっている。 IT等を活用した学習活動を行うことや、フリースクール等の施設において指導等を受けた日数を指導要録上出席扱いとすることが認められるなど、一定の対応策は行われているが、充分な中学校教育を受けることができない状態である。 通信制中学を設置し生徒を受け入れた場合、通学が困難な生徒に対しても学習指導要領に則した教育を提供することができ、不登校児童生徒の学校復帰や社会的自立に向けた支援を学校内外で総合的に充実させていくことが可能となる。 以上の理由により、通信制中学の入学要件の緩和によって、主に不登校生のための通信制中学の設置をすることを提案したい。	C	—	義務教育段階においては、児童生徒の発達段階に照らし、一定の教育目標のもとに意図的に計画された教育活動を通じて、児童生徒と教師、あるいは児童生徒同士の人間的なかかわりを深め、児童生徒の社会性や豊かな人間性をはぐくむことが極めて重要です。 通信制中学の入学要件を撤廃することで、学齢生徒も含め、幅広く通信制中学校に受け入れることを認めることになるので、不適切です。 なお、義務教育段階における不登校児童生徒に対する支援として、自宅でIT等を活用して行った学習活動や学校外の施設で指導等を受けた場合について、一定の要件を満たすと指導要録上出席扱いとすることができるほか、不登校児童生徒を対象として、その実態に配慮した特別の教育課程を実施する必要があると認められる場合、指定を受けた学校において特別の教育課程を編成することができるとされています。	右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	提案に対する貴省及び獣医学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議の検討状況について、平成22年5月11日開催の第9回協力者会議以降の開催状況や検討内容について教えていただきたい。 また、入学定員について、全国的見地から獣医師養成機能を持つ大学全体の課題として、どのように対応されるべきであるのか教えていただきたい。	C	—	本提案で求められている特例措置の内容は、厚生労働省の所管に関するものとなっておりますので、厚生労働省からの回答をご参照ください。	右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	大阪府では独自の制度として、平成19年度から「市町村医療的ケア体制整備推進事業」を実施し、痰の吸引や経管栄養等医行為の必要な児童生徒に対し、「ノーマライゼーション社会」の実現、「地域の学校でともに学び、ともに育つ教育」の推進をめざした普通級のな就学保障に努めてきた。今回の提案は、それをさらに推進するためのものであり、特別支援学校に「やむを得ない措置」として認められている教職員による痰の吸引や経管栄養等の医行為を公平性の観点から、同じ条件下にある地域の公立小中学校にも認めていただきたいとの切に要望するものである。	—	—	本提案で求められている特例措置の内容は、厚生労働省の所管に関するものとなっておりますので、厚生労働省からの回答をご参照ください。		1074001 0	箕面市教育委員会	大阪府	文部科学省厚生労働省
080090	「小中学校における障害のある児童生徒への介助業務の医療的支援特区」	—	—	医師法第17条の特例により、医療的支援の必要な児童生徒と保護者の同意のもと、学校の教職員が、主治医など、医師による指導や保護者との連携において、実践的な研修を受けることにより、常駐する看護師資格を有する介助員の業務の補完として、痰の吸引や経管栄養等を、直接対象児童生徒に行うことができることとし、万全の学校体制を確立する。	《提案理由》 本市では、「ノーマライゼーション社会」及び、「地域の学校でともに学び、ともに育つ教育」の考えのもと、希望するすべての子どもたちを地域の学校で受け入れ教育を進めており、痰の吸引や経管栄養等は、医療行為として看護師資格を有する介助員を配置し実施している。しかし、この行為は生活上必要不可欠なものであるため、緊急的な対応などの場合、その子どもをよく知り信頼関係も深くもてる立場にある教職員が実践的な研修を受け、看護師の業務の補完として、対象児童生徒の医療的な行為が実施できる万全の学校体制を実現させる。 《具体的事業の実施内容》 学校の教職員が以下の条件で、直接対象の児童生徒に（ア）痰の吸引、（イ）経管栄養（胃ろうを含む、ただしチューブの交換等は含まない）、（ウ）自己導尿の補助、（エ）定期的な投薬管理等、 対象児童生徒が、学校生活上必要不可欠とし、家庭では家族が常時行っている医療的な行為を実施することができることとする。 《条件》 ■主治医等による指導・連携のもと、実践的な研修を行う。■緊急的な対応などの場合、教職員が行う医療的な行為は、常駐する看護師資格を有する介助員の業務を補完する範囲内とする。■対象児童生徒について所要となる個別の研修を受けた教職員だけが医療的な行為を行う。■医療的支援マニュアルを作成し、諸問題や手順について校内委員会で確認する。	—	—	本提案で求められている特例措置の内容は、厚生労働省の所管に関するものとなっておりますので、厚生労働省からの回答をご参照ください。	右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	医療的な行為が必要な子どもの就学を保障するため、看護師の配置などに関による制度の構築が必要と考えています。安心して子どもも保護者も教職員も関わっていける環境を整えるべく、国が早急に対策を立てて行くことが必要です。 小中学校における就学を保障するため、緊急的な対応として、保護者と同様に対象児童・生徒をよく知り信頼関係も厚い教職員が実践的な研修を受けること等により、看護師の業務の補完として、医療的な行為を実施する特区提案を認めていただきたい。	—	—	本提案で求められている特例措置の内容は、厚生労働省の所管に関するものとなっておりますので、厚生労働省からの回答をご参照ください。	右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	大阪府では独自の制度として、平成19年度から「市町村医療的ケア体制整備推進事業」を実施し、痰の吸引や経管栄養等医行為の必要な児童生徒に対し、「ノーマライゼーション社会」の実現、「地域の学校でともに学び、ともに育つ教育」の推進をめざした普通級のな就学保障に努めてきた。今回の提案は、それをさらに推進するためのものであり、特別支援学校に「やむを得ない措置」として認められている教職員による痰の吸引や経管栄養等の医行為を公平性の観点から、同じ条件下にある地域の公立小中学校にも認めていただきたいとの切に要望するものである。	—	—	本提案で求められている特例措置の内容は、厚生労働省の所管に関するものとなっておりますので、厚生労働省からの回答をご参照ください。		1074001 0	箕面市教育委員会	大阪府	文部科学省厚生労働省
080100	学校設置非営利法人による学校設置事業における対象拡大	構造改革特別区域法第13条第1項	不登校児童生徒、学習障害(LD)・注意欠陥／多動性障害(ADHD)のある児童生徒を対象とした「特別なニーズ」がある場合と認められる場合には、そうした教育を行うNPO法人であって一定の実績等を有するものの学校設置を認めている。（特区817）	構造改革特別区域法第13条第1項により、学校設置非営利法人の設置する学校は、不登校児童生徒幼児又は学校への通応が困難な児童生徒を対象とすることになっている。この対象を、「特別な教育課程を希望する児童等」にも拡大し、当該構造改革特別区域に所在する学校の設置者による教育によっては満たされない特別の需要に応ずるための教育ができるようにする。改正案の別紙あり。	「提案理由概要」（詳細を記した別紙あり） 現今の閉塞感ある経済・社会状況は、クリエイティブな人間を必要としている。しかしこれは、受験を中心とした画一的、点数主義的な教育では育ちにくい。それに対し、オルタナティブ教育と総称される統合的な教育課程による教育（シュタイナー教育、モンテッソーリ教育、フレネ教育、デモクラティック・スクール等）は、子どもの発達経路に深い知見を持っており、クリエイティブな人間を育てることに適している。 その発生のためには、意欲的な教育者と保護者が集まって小規模なところから学校を作りあげていく必要があり、設置が容易で自由度の高いNPO立学校が必要である。 このような小規模NPO立学校は、実験的学校としての役割を果たすことができる。 小規模NPO立学校のもう一つの需要に、不登校、学校不適応、発達障害、外国人など教育機会に恵まれない人たちに教育の道を提供することがある。教育から疎外される人を一人でも減らすことは、社会の活性化にとって、きわめて重要である。 現在のNPO全日制教育機関の利用者は数千名程度であるが、潜在的には全児童・生徒の1%、10万人程度の需要があると推定され、制度が整備されれば新たな雇用と経済循環を生み出す。 『新しい公共』の理念にもとづき、既存の学校では対応困難なこれらの教育需要に、NPO立学校が応じることができ、新たな教育フロンティアとなれるようにすることを提案する。 ［実施内容概要］ 構造改革特別区域法第13条を別紙詳細のように改正し、「特別な教育課程を希望する児童等」に対象を拡大するとともに、その教育水準保障を行う。	C	—	NPO法人については、法人としての継続性・安定性に不安があることから、特区において情報公開や第三者評価、セーフティネットの構築などの条件を整えたとて、不登校児童生徒や学習障害、注意欠陥／多動性障害のある児童生徒に対して、当該地域に所在する学校では十分に対応できないという特別の需要がある場合に、これらについて一定の実績を有するNPO法人に限り学校の設置を可能としたところです。 しかし、現時点において、この特例の活用事例は1件もない状況です。NPO法人による学校の設置の適否については、まずは活用事例を踏まえた評価を行うことが必要と考えており、実施状況の評価も経ないまま対象範囲を拡大することは困難です。	右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	本提案は、特区817の実例ができなかった理由の調査に基き、どのようにすればNPO立学校が活用されるかを示した提案です。活用事例がなく実施状況の評価ができないから拡大できないとする御回答は、それ違っています。むしろ、12万人を越す不登校児童生徒が存在し、多数の民間フリースクールも存在しオルタナティブ教育NPO学校も存在するのに、なぜ特区NPO立学校ができなかったのかを、調査、検討すべきです。また、現実に法制上の地位も助成もないにもかかわらず、安定的に運営されているNPO学校の例がいくつもあります。当面、現実に存在する特別な教育ニーズについて、文部科学省と民間との共同調査を行うことを提案します。	C	—	本来、私立の学校は学校法人のみがこれを設置できることとされているところ、学校設置非営利法人による学校設置事業については、現在の学校教育の補完的機能を果たすことが期待される分野に限って特定非営利活動法人にも学校設置が認められているところです。ご提案のいわゆるオルタナティブ教育やインターナショナル教育を行う施設については、個々の施設により教育内容・条件等が多様であると認識していますが、現行の学校教育法体系が求める教育内容の枠にとらわれない独自の教育を実践するものであると認識しており、このような施設が補完的機能を果たしたと認めることは困難です。 また、学校設置非営利法人による学校設置事業の活用事例が1件もなく、実施状況の評価を経ていない状況であるため、対象範囲を拡大することは困難です。	右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	ご回答には、現実問題として「この人たちをいったいどうするのだ」という現起が伝わっていません。不登校フリースクール、オルタナティブ教育、インターナショナルスクール等で、無認可学校や無学籍状態が実際に存在し、学校教育法と その似学義務の体系がほころびているのが現実です。NPO立学校の合法化による現状追認は、もっとも穏便で弊害の少ない解決法であることを、昨味いただければ幸いです。ご回答の「学校教育法体系が求める教育内容の枠にとらわれない独自の教育を実践するものと認識しており」は、それゆえ合法化が必要である、となるはずで、「このような施設が補完的機能を果たすものと認めることは困難です」は意味不明です。	C	—	学校教育の補完的機能を果たすとは、学校教育法をはじめとした現行法の体系のもとで、不登校児童生徒や学習障害等のある児童生徒に対する教育のように既存の学校教育を補完する役割を果たすことであると考えています。学校教育法をはじめとした現行法の体系の外で行われる独自の教育実践については補完的機能があるとは考えていません。	学校設置非営利法人による特別な需要に応じる学校の設置事業	1078010	古山教育研究所	千葉県	文部科学省
080110	学校設置非営利法人による学校の施設基準の弾力的運用	小学校設置基準第8条 中学校設置基準第8条 高等学校設置基準第13条、第14条	小学校・中学校・高等学校の設置、編制その他設置に関する事項は各学校設置基準の定めるところによることとされている。	学校設置非営利法人の設置する学校においては、小学校設置基準、中学校設置基準、高等学校設置基準の施設基準をそれぞれ次の通りとする。 最低校舎面積 生徒人数　面積（㎡） 20人以下　120 21人以上　120＋3．0×（生徒人数－20） 運動場面積 特に定めないが、公的施設の利用等を含め、教育上支障のないものとする。	提案理由： 既存の学校が応えることのできない特別な需要に迅速に応えるためには、学校設置非営利法人による学校は小規模なものを可とし、設置が容易であることが必要である。現在は、廃校を借用できないと学校設置基準を満たせないが、廃校借用は地域が限られ、借用の条件や賛合も厳しく、借用が容易ではない。また、生徒数の少ない小規模学校には、親密な人間関係、実情把握の容易、迅速な判断など教育上大きなメリットがあり、クリエイティブな人材を育成するのに適している。 具体的実施内容： 1 校舎面積 複数学年による編成を積極的に行なう学校（フレネ学校、イエナ・プラン学校、デモクラティックスクールなど）の場合、生徒数20人程度に経営上の採算点がある。また、障害児等、特別なニーズに応える学校は、教員一人当りの生徒数が少ないため、規模を大きくすることは難しい。そのため生徒数20人を最低の区切りとして、校舎面積の基準を設ける。 最低校舎面積 生徒人数　面積（㎡） 20人以下　120 21人以上　120＋3．0×（生徒人数－20） なお、提案した基準値は、専修学校設置基準および実際のNPO学校への聞き取り調査を参考にした。 専修学校設置基準別表第二 高等課程（商業実務、服飾・家政、文化・教養） 40人以下　200㎡ 41人以上　200＋2．5×（生徒数－40） 2 運動場面積 NPO学校によって、都市部で運動場を確保することは、資金上きわめて困難である。しかし、オランダ等には、自前の運動場を持たないが、教育に支障をきたしていない学校が多数存在する。運動場要件が学校設置に対して禁止的なものにならないようにする。 規制の代替措置： 学校設置を容易にすることによる弊害の防止策は、「学校設置非営利法人による特別な需要に応える学校設置事業」と同じである。	D	—	小学校設置基準、中学校設置基準及び高等学校設置基準は、私立学校を含め多様な小学校、中学校、及び高等学校の設置を促進する観点から、設置基準を小学校等を設置するのに必要な最低の基準として明確化するとともに、地域の実態に応じた適切な対応が可能となるよう、弾力的、大綱的に規定することを基本方針として制定されています。 校舎及び運動場の面積については、原則として各設置基準に定める校舎及び運動場の面積を確保するものとし、立地条件及び周囲の環境によりこれらが困難であるなどやむを得ない特別の事情がある場合で、教育上支障がない場合には、各設置基準別表に定める校舎及び運動場の面積を下回ることができることとされています。 こうした小学校設置基準、中学校設置基準及び高等学校設置基準の規定の運用は、当該小学校、中学校、高等学校の所轄庁の判断で、教育上、安全上支障のないよう留意しつつ弾力的に行うこととされています。	右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	現行法で対応可能との御回答でしたが、漠然としています。より具体的な措置が望まれます。現実に廃校借用をしない場合には設置基準との落差が大きく、なんらかの新基準がない限り、現行学校施設基準での学校設置は不可能です。本提案は現実の調査から、生徒数20名を区切りとする設置基準が合理的であることを示していますが、小規模学校の施設基準に新たな発想が必要なことを特区という形で確認する必要があります。また、「特別な事情」を認める各省庁があるにもかかわらず、さらに具体的確認をしている例として、特区825（教員配置）があります。	—	—	学校設置基準は、学校の教育水準を保障するために定められた基準であり、学校を設置しようとする者は、学校の種類に応じ、学校設置基準を満たすことがあくまで原則となります。 しかしながら、御指摘の校舎及び運動場の面積については、「地域の実態その他により特別な事情があり、かつ、教育上支障がない場合」には、設置基準によらないことは可能であり、そのような事例について、例えば、所轄庁が新たに基準を設定し、その基準に基づいて学校の設置を認めることも可能です。地域によって様々な実態があることから、小規模学校の施設等に係る基準を国が別に設けることは、適当ではないと考えております。 なお、特区825については、特別措置を講じなくとも現行設置基準の「特別の事情」がある場合として対応可能であることから、当該特例措置を廃止して全国化することを検討中であることを申し添えます。	右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	国の法律・法令にある程度の弾力条項が入っている場合、国はどれによって実施可能です」と言い、地方や現場は国の意向や他の先例をうかがって動かないことが起こりやすく、本件はその典型かと思われます。国も地方も悪意はありませんが、認可主体が判断を放棄した無責任状態が生じます。施設用件は、特区法第13条の不登校対象NPO学校ができなかった最大要件であること、新たな基準作成によって不登校NPO学校の制度を利用するNPOが存在すること、お伝えします。 なお、特区825を「特別な事情」に含めて、特例措置を廃止し全国化することは、あいまいな無責任状態に逆戻りする懸れがあるので反対です。	—	—	学校設置基準は、学校の教育水準を保障するために定められた基準であり、学校を設置しようとする者は、学校の種類に応じ、学校設置基準を満たすことがあくまで原則となります。 しかしながら、御指摘の校舎及び運動場の面積については、「地域の実態その他により特別な事情があり、かつ、教育上支障がない場合」には、設置基準によらないことは可能であり、そのような事例について、例えば、所轄庁が新たに基準を設定し、その基準に基づいて学校の設置を認めることも可能です。地域によって様々な実態があることから、小規模学校の施設等に係る基準を国が別に設けることは、適当ではないと考えております。	学校設置非営利法人による特別な需要に応じる学校の設置事業	1078020 0	古山教育研究所	千葉県	文部科学省
080120	特別な需要に応える学校設置に係る教育課程の弾力化	学校教育法第33条、第48条、第52条	学校における教育課程は文部科学大臣が定める学習指導要領等に従って編成することとされている。	「特別な教科課程を希望する生徒等」を対象とし、当該特区に所在する学校の設置者による教育によっては満たされない特別の需要に応ずるための教育を学校設置非営利法人が行うときは、憲法、教育基本法の理念、学校教育法の目標を踏まえ、必ずしも学習指導要領によらない教育課程の編成・実施を可能にする。	提案理由： 特区803「不登校児童生徒等を対象とした学校設置に係る教育課程弾力化」の対象を拡大したものである。 「当該区域の学校が応えることのできない特別な需要」に応える学校は、既存の学校ではできないことを行うことに意義がある。学習指導要領に必ずしもよらずに、憲法、教育基本法の理念、学校教育法の目標を踏まえて、教育課程編成を可能にする。 代替措置： 学校自己評価および第三者評価により、その学校の設置目的が十分に達成されているかを評価する。	D	—	学習指導要領によらない教育課程の編成・実施については、「教育課程特例校制度」として、学校教育法施行規則第55条の2等に基づき、学校又は地域の特色を生かした特別の教育課程を編成し実施することを認めており、本制度の活用が考えられます。	右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	貴省より「教育課程特例校制度」の活用によって、現行制度で対応可能との御回答でした。しかし「教育課程特例校制度」には、「学習指導要領において全ての児童又は生徒に履修させる内容として定められている事項が、特別の教育課程において適切に取り扱われていること。」（平成20年文部科学省告示第30号第2項第一号）とあり、学習指導要領の枠をはずれることができません。前身となる「特区研究開発校制度」（特区802）は教育課程の基準によらない教育課程を可能としていましたが、全国展開して教育課程特例校制度となるとさに内容が後退しました。特区803は教育課程の基準にからずに編成可能ですので、特区803の拡大が望まれます。	D	—	教育課程特例校制度は、日本国憲法、教育基本法の理念及び学校教育法に示されている学校教育の目標を踏まえた教育を、学習指導要領によらない教育課程で行うことを可能とするものであり、構造改革特別区域研究開発学校設置事業を全国化したものです。「特別な需要」の内容によっては、本制度の活用が考えられます。	右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	再検討要請に対するご回答の「・・・、学習指導要領によらない教育課程で行うことを可能とするものであり」を評価いたします。しかし、告示「学習指導要領において全ての児童又は生徒に履修させる内容として定められている事項が、特別の教育課程において適切に取り扱われていること」（平20文科省告示第30号第2項第1号）と明らかに矛盾します。この矛盾点はどのように解決されるのか、ご提示をいただきたいです。	D	—	教育課程特例校制度は、地域及び学校の特色を生かして、学習指導要領等で定められている既存の教科によらない新設教科を創設するなど、学習指導要領等によらない特別の教育課程を編成・実施することを認めるものです。学習指導要領において全ての児童又は生徒に履修させる内容として定められている事項が、新設教科等も含めた特別の教育課程において適切に取り扱われていること等によって、教育基本法や学校教育法が規定する教育の目標に照らして教育を行うことが求められており、このことは、学習指導要領によらない教育課程を編成・実施することと矛盾するものではありません。	学校設置非営利法人による特別な需要に応じる学校の設置事業	1078030 0	古山教育研究所	千葉県	文部科学省

管理コード	要望事項（事項名）	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の再見直し	「措置の内容」の再見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁
080130	学校設置非営利法人による学校の学級編制基準、教員配置基準の弾力的運用	小学校設置基準第5条、第6条 中学校設置基準第5条、第6条	小学校・中学校の設備、編制その他設置に関する事項は各学校設置基準の定めるところにかかっている。	小学校設置基準第5条、第6条、中学校設置基準第5条、第6条に規定する「特別の事情」に該当するものとして必ずしも同学年の児童生徒で編成する必要がなく、一人の教諭等が複数の学年の児童生徒からなる学級の担任となることができる。	提案趣旨： 特区825「学校設置非営利法人が不登校児童等の教育を行う学校を設置する場合における教員配置の弾力化事業」を、特別な需要に応える学校設置非営利法人に適用するものである。	D	－	特別な需要の内容が不明ではありますが、小学校設置基準及び中学校設置基準第5条に定める特別の事情に該当するものとして、数学年の児童・生徒を一学級に編制することが可能となっています。 同条に特別の事情を設けた理由としては、過疎地であり教員配置が困難である等特別の事情があり、複数学年の児童（生徒）を同学級に編制した方が、より高い教育効果が得られる場合もあることなどに配慮したものです。 こうした小学校設置基準及び中学校設置基準の規定の運用は、当該小学校及び中学校の所轄庁の判断で、教育上、安全上支障のないよう留意しつつ弾力的に行うこととされています。			D	－				D	－		学校設置非営利法人による特別な需要に応じる学校の設置事業	1076040	古山教育研究所	千葉県	文部科学省
080140	市町村教育委員会による特別免許状授与事業における対象拡大	教育職員免許法第5条第7項 構造改革特別区域法第19条	教員免許状は、都道府県教育委員会が授与することとなっている（教育職員免許法第5条第7項）。ただし、構造改革特別区域法第12条第1項に基づく株式会社立学校、同法第13条第1項に基づくNPO法人立学校において教員を雇用しようとする場合等においては、当該特区の認定を受けた市町村が特別免許状を授与することが可能となっている（構造改革特別区域法第19条）。	特別な需要に応じる学校設置非営利法人の設置する学校は、構造改革特別区域法第13条第1項に規定する学校設置非営利法人と同等に、市町村教員委員会による特別免許状授与事業による特例特別免許状を受けられるものとする。	提案趣旨： 特区830「市町村教育委員会による特別免許状授与事業」を、学校設置非営利法人による特別な需要に応じる学校に適用するものである。	C	－	特区830は特区817の認定を受けた学校設置非営利法人立学校に対し市町村教委による特別免許状の授与を認めるものであり、特区817の対象分野が変更されればそれに伴って特区830の対象分野も変更されることとなります。			C	－				C	－		学校設置非営利法人による特別な需要に応じる学校の設置事業	1078050	古山教育研究所	千葉県	文部科学省
080150	特別な支援を要する子どもを対象とするNPO法人による学校設置	学校教育法第2条第1項	学校教育法第1条に定める「学校」は、国、地方公共団体及び学校法人だけが設置することができることとされている。	NPO法人による私立学校設置の認可	提案事業の実施内容 ①NPO法人による私立幼稚園の設置 ②NPO法人による私立小学校の設置 ③NPO法人による私立中学校の設置 ④NPO法人による私立高等学校の設置 提案理由： 特別支援を要する子どもたちの中には、適切な支援をうけられずに深刻な二次障害にいたるケースも多く、本人だけではなく保護者にも多大な負担がかかっているのが現状である。 「児童虐待」「少年犯罪」「不登校」「学力不振」「ひきこもり」「ニート」「多重債務者」「累犯軽犯罪者」「ホームレス」などの社会問題の背景に、適切な支援を受けられなかった発達障害の存在があるこういうことも指摘されている。（資料2・3参照） 特別支援を要する子どもたちに充分な支援を提供することは、当事者のみならず、地域社会の健全な発展のためにも不可欠であり、緊急の課題である。国・地方自治体レベルでも様々な取り組みが進められているが、依然として課題が残されており、特に境界知能や高機能の広汎性発達障害の場合、必要な支援制が整備されておらず、十分な支援サービスを受けられていないケースが多い。（資料2・3参照） このような、十分な公的なサービスを受けられない子どもたちへの支援は、従来からNPO法人などが取り組んできており、教育特区による特例により新たな学校も新設されてきている。しかし、その数は依然として不足している。また、NPO法人などによる支援をうけている小中学生は公立の学校にも籍だけを置いているケースも多く、社会的な立場があいまいである。さらに、民間のサービス機関は有料であるため、経済的な事情により使用を断念しているケースも多数存在する。 NPO法人による学校設置が可能になることで、より多くの子どもたちが必要なサービスを受けることができるようになるだけでなく、児童・生徒の社会的な立場の保障や保護者の経済的な負担の軽減にもつながると考えられる。更に、民間の教育機関が公的に位置づけられることにより、従来の縦割りの行政区分にとらわれることなく各種機関の連携を図ることも可能になり、地域社会の公益増進にもつながると考えられる。	D	－	構造改革特別区域法第13条（特区817）の活用により、不登校児童生徒、学習障害（LD）・注意欠陥／多動性障害（ADHD）のある児童生徒を対象とした「特別なニーズ」がある場合と認められる場合には、そうした教育を行うNPO法人であって一定の実績等を有するものの学校設置が可能となっている。			D	－				D	－		特別支援を要する子ども達の社会参加を実現する教育特区	1082010	NPO法人翔和学園	東京都	文部科学省
080160	学校設置非営利法人による学校設置基準の弾力的運用	学校教育法第3条 小学校設置基準第8条、第10条 中学校設置基準第8条、第10条 高等学校設置基準第13条、第14条、第16条	小学校・中学校・高等学校の設備、編制その他設置に関する事項は各学校設置基準の定めるところにかかっていることとされている。	特別支援を要する子どもを対象とした学校設置に係る、学校設置基準の弾力化	提案事業の実施内容 ①NPO法人による私立幼稚園の設置 ②NPO法人による私立小学校の設置 ③NPO法人による私立中学校の設置 ④NPO法人による私立高等学校の設置 提案理由： 特別支援を要する子どもたちの中には、適切な支援をうけられずに深刻な二次障害にいたるケースも多く、本人だけではなく保護者にも多大な負担がかかっているのが現状である。 「児童虐待」「少年犯罪」「不登校」「学力不振」「ひきこもり」「ニート」「多重債務者」「累犯軽犯罪者」「ホームレス」などの社会問題の背景に、適切な支援を受けられなかった発達障害の存在があるこういうことも指摘されている。（資料2・3参照） 特別支援を要する子どもたちに充分な支援を提供することは、当事者のみならず、地域社会の健全な発展のためにも不可欠であり、緊急の課題である。国・地方自治体レベルでも様々な取り組みが進められているが、依然として課題が残されており、特に境界知能や高機能の広汎性発達障害の場合、必要な支援制が整備されておらず、十分な支援サービスを受けられていないケースが多い。（資料2・3参照） このような、十分な公的なサービスを受けられない子どもたちへの支援は、従来からNPO法人などが取り組んできており、教育特区による特例により新たな学校も新設されてきている。しかし、その数は依然として不足している。また、NPO法人などによる支援をうけている小中学生は公立の学校にも籍だけを置いているケースも多く、社会的な立場があいまいである。さらに、民間のサービス機関は有料であるため、経済的な事情により使用を断念しているケースも多数存在する。 NPO法人による学校設置が可能になることで、より多くの子どもたちが必要なサービスを受けることができるようになるだけでなく、児童・生徒の社会的な立場の保障や保護者の経済的な負担の軽減にもつながると考えられる。更に、民間の教育機関が公的に位置づけられることにより、従来の縦割りの行政区分にとらわれることなく各種機関の連携を図ることも可能になり、地域社会の公益増進にもつながると考えられる。	D	－	小学校設置基準、中学校設置基準及び高等学校設置基準は、私立学校を含め多様な小学校、中学校及び高等学校の設置を促進する観点から、設置基準を小学校等を設置するのに必要な最低の基準として明確化するとともに、地域の実態に応じた適切な対応が可能となるよう、弾力的、大綱的に規定することを基本方針として制定されています。 校舎及び運動場の面積については、原則として各設置基準に定める校舎及び運動場の面積を確保するものとし、立地条件及び周囲の環境によりこれらが困難であるなどやむを得ない特別の事情がある場合で、教育上支障がない場合には、各設置基準に定める校舎及び運動場の面積を下回ることができるとされています。 また、体育館については、原則として小学校等に備えるものとし、立地条件及び周囲の環境によりこれらが困難であるなどやむを得ない特別の事情がある場合で、教育上支障がない場合には、例外が認められることとされています。 こうした小学校設置基準、中学校設置基準及び高等学校設置基準の規定の運用は、当該小学校、中学校、高等学校の所轄庁の判断で、教育上、安全上支障のないよう留意しつつ弾力的に行うこととされています。			D	－				D	－		特別支援を要する子ども達の社会参加を実現する教育特区	1082020	NPO法人翔和学園	東京都	文部科学省
080170	特別な支援を要する子どもを対象とした学校設置に係る教育課程の弾力化	学校教育法第33条、第48条、第52条	学校における教育課程は文部科学大臣が定める学習指導要領等に従って編成することとされている。	特別支援を要する子どもを対象とした学校設置に係る教育課程編成の弾力化	提案事業の実施内容 ①NPO法人による私立幼稚園の設置 ②NPO法人による私立小学校の設置 ③NPO法人による私立中学校の設置 ④NPO法人による私立高等学校の設置 提案理由： 特別支援を要する子どもたちの中には、適切な支援をうけられずに深刻な二次障害にいたるケースも多く、本人だけではなく保護者にも多大な負担がかかっているのが現状である。 「児童虐待」「少年犯罪」「不登校」「学力不振」「ひきこもり」「ニート」「多重債務者」「累犯軽犯罪者」「ホームレス」などの社会問題の背景に、適切な支援を受けられなかった発達障害の存在があるこういうことも指摘されている。（資料2・3参照） 特別支援を要する子どもたちに充分な支援を提供することは、当事者のみならず、地域社会の健全な発展のためにも不可欠であり、緊急の課題である。国・地方自治体レベルでも様々な取り組みが進められているが、依然として課題が残されており、特に境界知能や高機能の広汎性発達障害の場合、必要な支援制が整備されておらず、十分な支援サービスを受けられていないケースが多い。（資料2・3参照） このような、十分な公的なサービスを受けられない子どもたちへの支援は、従来からNPO法人などが取り組んできており、教育特区による特例により新たな学校も新設されてきている。しかし、その数は依然として不足している。また、NPO法人などによる支援をうけている小中学生は公立の学校にも籍だけを置いているケースも多く、社会的な立場があいまいである。さらに、民間のサービス機関は有料であるため、経済的な事情により使用を断念しているケースも多数存在する。 NPO法人による学校設置が可能になることで、より多くの子どもたちが必要なサービスを受けることができるようになるだけでなく、児童・生徒の社会的な立場の保障や保護者の経済的な負担の軽減にもつながると考えられる。更に、民間の教育機関が公的に位置づけられることにより、従来の縦割りの行政区分にとらわれることなく各種機関の連携を図ることも可能になり、地域社会の公益増進にもつながると考えられる。	D	－	「教育課程特例校制度」として、学校教育法施行規則第55条の2に基づき、学校又は地域の特色を生かした学習指導要領等によらない特別の教育課程を編成し実施することを認めています。特別支援を要する子どもを対象としたNPO法人による学校設置が認められた場合においても、本制度を活用して特別の教育課程の編成・実施することが考えられます。 また、学校教育法施行規則第138条及び140条に基づき、特別支援学級における指導若しくは通級による指導を行う場合には、特別の教育課程によることが可能となっています。			D	－				D	－		特別支援を要する子ども達の社会参加を実現する教育特区	1082030	NPO法人翔和学園	東京都	文部科学省
080180	特別な支援を要する子どもを対象とした学校設置に係る、学級編成や教員定数の弾力化	小学校設置基準第5条、第6条 中学校設置基準第5条、第6条 高等学校設置基準第8条	小学校・中学校・高等学校の設備、編制その他設置に関する事項は各学校設置基準の定めるところによることとされている。	特別支援を要する子どもを対象とした学校設置に係る、学級編成や教員定数の弾力化	提案事業の実施内容 ①NPO法人による私立幼稚園の設置 ②NPO法人による私立小学校の設置 ③NPO法人による私立中学校の設置 ④NPO法人による私立高等学校の設置 提案理由： 特別支援を要する子どもたちの中には、適切な支援をうけられずに深刻な二次障害にいたるケースも多く、本人だけではなく保護者にも多大な負担がかかっているのが現状である。 「児童虐待」「少年犯罪」「不登校」「学力不振」「ひきこもり」「ニート」「多重債務者」「累犯軽犯罪者」「ホームレス」などの社会問題の背景に、適切な支援を受けられなかった発達障害の存在があるこういうことも指摘されている。（資料2・3参照） 特別支援を要する子どもたちに充分な支援を提供することは、当事者のみならず、地域社会の健全な発展のためにも不可欠であり、緊急の課題である。国・地方自治体レベルでも様々な取り組みが進められているが、依然として課題が残されており、特に境界知能や高機能の広汎性発達障害の場合、必要な支援制が整備されておらず、十分な支援サービスを受けられていないケースが多い。（資料2・3参照） このような、十分な公的なサービスを受けられない子どもたちへの支援は、従来からNPO法人などが取り組んできており、教育特区による特例により新たな学校も新設されてきている。しかし、その数は依然として不足している。また、NPO法人などによる支援をうけている小中学生は公立の学校にも籍だけを置いているケースも多く、社会的な立場があいまいである。さらに、民間のサービス機関は有料であるため、経済的な事情により使用を断念しているケースも多数存在する。 NPO法人による学校設置が可能になることで、より多くの子どもたちが必要なサービスを受けることができるようになるだけでなく、児童・生徒の社会的な立場の保障や保護者の経済的な負担の軽減にもつながると考えられる。更に、民間の教育機関が公的に位置づけられることにより、従来の縦割りの行政区分にとらわれることなく各種機関の連携を図ることも可能になり、地域社会の公益増進にもつながると考えられる。	D	－	小学校設置基準、中学校設置基準及び高等学校設置基準は、私立学校を含め多様な小学校、中学校及び高等学校の設置を促進する観点から、設置基準を小学校等を設置するのに必要な最低の基準として明確化するとともに、地域の実態に応じた適切な対応が可能となるよう、弾力的、大綱的に規定することを基本方針として制定されています。 小学校、中学校の学級の編制については、原則として同学年の児童及び生徒で編制するものとされていますが、過疎地であり教員配置が困難である等特別の事情があり、複数学年の児童及び生徒を同学級に編制した方が、より高い教育効果が得られる場合には、数学年の児童及び生徒を一学級に編制することができるとされています。 また、高等学校については、学年の区分にかかわらず他学年の生徒が同時に授業を受けることが現行制度でも可能です。 こうした小学校設置基準、中学校設置基準及び高等学校設置基準の規定の運用は、当該各学校の所轄庁の判断で、教育上、安全上支障のないよう留意しつつ弾力的に行うこととされています。			D	－				D	－		特別支援を要する子ども達の社会参加を実現する教育特区	1082040	NPO法人翔和学園	東京都	文部科学省